

令和6年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(11月25日提案分)

総務局

目 次

	ページ
1 任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表	1
2 収入証紙に関する条例 新旧対照表	2
3 神奈川県手数料条例 新旧対照表	33

1 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2（略） （削除）</p> <p><u>3 給与条例第5条第3項から第8項まで、第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第9条の6、第10条の2及び第17条の規定並びに学校職員給与条例第5条第3項から第8項まで、第8条、第9条、第9条の4、第9条の6及び第15条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</u></p> <p>4（略）</p> <p>第9条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 給与条例第5条第3項から第8項までの規定及び学校職員給与条例第5条第3項から第8項までの規定は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</u></p> <p>4 給与条例第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第9条の6、第10条の2及び第17条の規定並びに学校職員給与条例第8条、第9条、第9条の4、第9条の6及び第15条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p> <p>5（略）</p> <p>第9条（略）</p>

2 収入証紙に関する条例（昭和 39 年神奈川県条例第 76 号）新旧対照表

〈第 1 条関係〉

改 正	現 行																								
<p>(証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第 2 条 証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第 3 条第 8 号に規定する申請等及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年神奈川県条例第 8 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第 2 条第 6 号に規定する申請等に係る使用料及び手数料（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、知事が特にやむを得ないと認めた使用料及び手数料</u></p>	<p>(証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第 2 条 証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第 3 条第 8 号に規定する申請等及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年神奈川県条例第 8 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第 2 条第 6 号に規定する申請等に係る使用料及び手数料（<u>一般旅券発給手数料を除く。</u>）（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p>																								
<p>別表（第 2 条関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">根拠規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>13 <u>第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> <u>第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料</u> <u>第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</u> (略)</td> <td>神奈川県手数料条例第 2 条</td> </tr> <tr> <td>14～30 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>31 (略) <u>運転経歴証明書再交付手数料</u> <u>運転経歴情報記録手数料</u> (略) <u>特定免許情報記録手数料</u> <u>免許証等更新手数料</u> (略)</td> <td>神奈川県道路交通法関係手数料条例(平成12年神奈川県条例第18号)第 2 条</td> </tr> <tr> <td>32 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	根拠規定	1～12 (略)	(略)	13 <u>第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> <u>第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料</u> <u>第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</u> (略)	神奈川県手数料条例第 2 条	14～30 (略)	(略)	31 (略) <u>運転経歴証明書再交付手数料</u> <u>運転経歴情報記録手数料</u> (略) <u>特定免許情報記録手数料</u> <u>免許証等更新手数料</u> (略)	神奈川県道路交通法関係手数料条例(平成12年神奈川県条例第18号)第 2 条	32 (略)	(略)	<p>別表（第 2 条関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">根拠規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>13 <u>大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> <u>大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料</u> <u>大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</u> (略)</td> <td>神奈川県手数料条例第 2 条</td> </tr> <tr> <td>14～30 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>31 (略) <u>運転経歴証明書再交付手数料</u> (新設) (略) (新設) <u>免許証更新手数料</u> (略)</td> <td>神奈川県道路交通法関係手数料条例(平成12年神奈川県条例第18号)第 2 条</td> </tr> <tr> <td>32 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	根拠規定	1～12 (略)	(略)	13 <u>大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> <u>大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料</u> <u>大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</u> (略)	神奈川県手数料条例第 2 条	14～30 (略)	(略)	31 (略) <u>運転経歴証明書再交付手数料</u> (新設) (略) (新設) <u>免許証更新手数料</u> (略)	神奈川県道路交通法関係手数料条例(平成12年神奈川県条例第18号)第 2 条	32 (略)	(略)
名称	根拠規定																								
1～12 (略)	(略)																								
13 <u>第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> <u>第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料</u> <u>第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</u> (略)	神奈川県手数料条例第 2 条																								
14～30 (略)	(略)																								
31 (略) <u>運転経歴証明書再交付手数料</u> <u>運転経歴情報記録手数料</u> (略) <u>特定免許情報記録手数料</u> <u>免許証等更新手数料</u> (略)	神奈川県道路交通法関係手数料条例(平成12年神奈川県条例第18号)第 2 条																								
32 (略)	(略)																								
名称	根拠規定																								
1～12 (略)	(略)																								
13 <u>大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> <u>大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料</u> <u>大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</u> (略)	神奈川県手数料条例第 2 条																								
14～30 (略)	(略)																								
31 (略) <u>運転経歴証明書再交付手数料</u> (新設) (略) (新設) <u>免許証更新手数料</u> (略)	神奈川県道路交通法関係手数料条例(平成12年神奈川県条例第18号)第 2 条																								
32 (略)	(略)																								

〈第2条関係〉

改 正		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1 <u>一般旅券発給手数料</u> <u>一般旅券渡航先追加手数料</u>	神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）第2条	1 <u>特定住宅用地認定申請手数料</u> <u>譲渡予定価額審査手数料</u>	神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）第2条
2 <u>狩猟免許申請手数料</u> <u>狩猟免許再交付手数料</u> <u>狩猟免許更新申請手数料</u> <u>狩猟者登録手数料</u> <u>狩猟者変更登録手数料</u> <u>狩猟者登録証再交付手数料</u> <u>狩猟者記章再交付手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条	2 <u>猟銃等製造事業許可申請手数料</u> <u>猟銃等販売事業許可申請手数料</u> <u>猟銃等種類変更許可申請手数料</u> <u>猟銃等工場等移転許可申請手数料</u> <u>電気工事士免状交付手数料</u> <u>電気工事士免状再交付手数料</u> <u>電気工事士免状書換え手数料</u> <u>電気工事業登録申請手数料</u> <u>登録電気工事業者更新登録申請手数料</u> <u>登録電気工事業者登録証訂正手数料</u> <u>登録電気工事業者登録証再交付手数料</u> <u>登録電気工事業者登録簿謄本交付手数料</u> <u>登録電気工事業者登録簿閲覧手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条
3 <u>販売従事登録申請手数料</u> <u>販売従事登録証書換え交付手数料</u> <u>販売従事登録証再交付手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条	3 <u>移送取扱所設置許可申請手数料</u> <u>移送取扱所変更許可申請手数料</u> <u>移送取扱所設置完成検査手数料</u> <u>移送取扱所変更完成検査手数料</u> <u>移送取扱所仮使用承認申請手数料</u> <u>危険物取扱者免状交付手数料</u> <u>危険物取扱者免状書換え手数料</u>	神奈川県消防法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第4号）第2条

改 正		現 行	
		<u>危険物取扱者免状再交付手数料</u> <u>危険物取扱者講習手数料</u> <u>移送取扱所保安検査手数料</u> <u>消防設備士免状交付手数料</u> <u>消防設備士免状書換え手数料</u> <u>消防設備士免状再交付手数料</u> <u>消防設備士講習手数料</u>	
4 <u>と畜検査手数料</u>	<u>と畜場法施行条例（平成15年神奈川県条例第7号）第2条</u>	4 <u>火薬類製造営業許可申請手数料</u> <u>火薬類販売営業許可申請手数料</u> <u>火薬庫設置等許可申請手数料</u> <u>火薬庫変更許可申請手数料</u> <u>火薬類製造施設完成検査手数料</u> <u>火薬庫完成検査手数料</u> <u>火薬類譲渡許可申請手数料</u> <u>火薬類譲受許可申請手数料</u> <u>火薬類輸入許可申請手数料</u> <u>火薬類消費許可申請手数料</u> <u>火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付手数料</u> <u>火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付手数料</u> <u>特定施設又は火薬庫の保安検査手数料</u>	神奈川県火薬類取締法 関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第5号） 第2条
5 <u>不動産鑑定業者登録申請手数料</u> <u>不動産鑑定業者登録更新申請手数料</u> <u>不動産鑑定業者登録換え申請手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条	5 <u>高压ガス製造許可申請手数料</u> <u>高压ガス製造施設等変更許可申請手数料</u> <u>高压ガス第一種貯蔵所設置許可申請手数料</u>	神奈川県高压ガス保安法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第6号）第2条

改 正		現 行	
<p>浄化槽工事業登録申請手数料</p> <p>浄化槽工事業更新登録申請手数料</p> <p>浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料</p> <p>浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料</p> <p>小規模不動産特定共同事業登録申請手数料</p> <p>小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料</p> <p>解体工事業者登録申請手数料</p> <p>解体工事業者登録更新申請手数料</p>		<p>料</p> <p>高压ガス第一種貯蔵所変更許可申請手数料</p> <p>高压ガス製造完成検査手数料</p> <p>高压ガス第一種貯蔵所設置完成検査手数料</p> <p>高压ガス製造施設変更完成検査手数料</p> <p>高压ガス第一種貯蔵所変更完成検査手数料</p> <p>輸入高压ガス及びその容器の検査手数料</p> <p>高压ガス製造保安責任者免状交付手数料</p> <p>高压ガス製造保安責任者免状再交付手数料</p> <p>高压ガス販売主任者免状交付手数料</p> <p>高压ガス販売主任者免状再交付手数料</p> <p>高压ガス製造施設保安検査手数料</p> <p>高压ガス容器検査又は再検査の手数料</p> <p>高压ガス容器附属品検査又は再検査の手数料</p> <p>高压ガス容器検査所登録又は登録更新の申請手数料</p> <p>高压ガス容器に充てんする高压ガスの種類又は圧力の変更の刻印等手数料</p>	
<p>6 宅地建物取引業免許申請手数料</p> <p>宅地建物取引業免許更新申請手数料</p> <p>宅地建物取引業者名簿等閲覧手数料</p> <p>宅地建物取引業者名簿等の写しの交付手数料</p>	<p>宅地建物取引業法施行条例（平成12年神奈川県条例第17号）第2条</p>	<p>6 液化石油ガス販売事業登録申請手数料</p> <p>液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付手数料</p> <p>液化石油ガス販売事業者登録簿閲覧手数料</p> <p>保安機関認定申請手数料</p> <p>保安機関認定更新申請手数料</p>	<p>神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第7号）第2条</p>

改 正		現 行		
		<u>保安機関の一般消費者等の数の増加認可申請手数料</u> <u>液化石油ガス販売事業者認定申請手数料</u> <u>貯蔵施設等設置許可申請手数料</u> <u>貯蔵施設等変更許可申請手数料</u> <u>貯蔵施設等設置完成検査手数料</u> <u>貯蔵施設等変更完成検査手数料</u> <u>充てん設備許可申請手数料</u> <u>充てん設備変更許可申請手数料</u> <u>充てん設備設置完成検査手数料</u> <u>充てん設備変更完成検査手数料</u> <u>充てん設備保安検査手数料</u> <u>液化石油ガス設備士免状交付手数料</u> <u>液化石油ガス設備士免状再交付手数料</u> <u>液化石油ガス設備士免状書換え手数料</u>		
7	<u>建設業許可申請手数料</u> <u>建設業許可更新申請手数料</u> <u>経営規模等評価手数料</u> <u>総合評定値通知手数料</u> <u>経営状況分析手数料</u> <u>建設業許可申請書等閲覧手数料</u> <u>建設業許可申請書の写しの交付手数料</u> <u>建設業許可証明書又は確認書の交付手数料</u> <u>経営規模等評価申請書又は総合評定値通知申請書の提出済証明書交付手数料</u> <u>経営規模等評価又は総合評定値の通知証</u>	建設業法施行条例（平成22年神奈川県条例第74号）第2条	7 <u>全国通訳案内士登録申請手数料</u> <u>全国通訳案内士登録証訂正手数料</u> <u>全国通訳案内士登録証再交付手数料</u> <u>一般旅券発給手数料</u> <u>一般旅券渡航先追加手数料</u> <u>旅行業登録申請手数料</u> <u>旅行業者代理業登録申請手数料</u> <u>旅行業更新登録申請手数料</u> <u>旅行業変更登録申請手数料</u> <u>旅行サービス手配業登録申請手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条

改 正		現 行	
	明書交付手数料		
8	<u>教育職員普通免許状 授与等手数料</u> <u>教育職員特別免許状 授与手数料</u> <u>教育職員臨時免許状 授与等手数料</u> <u>教育職員検定手数料</u> <u>教育職員免許状書換 え手数料</u> <u>教育職員免許状再交 付手数料</u> <u>銃砲刀剣類登録申請 手数料</u> <u>銃砲刀剣類登録証再 交付申請手数料</u> <u>美術刀剣類製作承認 申請手数料</u>	神奈川県手数料条例第 2条	8 <u>蜜蜂転飼許可申請手 数料</u> 神奈川県蜜蜂転飼調整 条例(昭和29年神奈川県 条例第48号) 第6条
			9 <u>公害紛争の調停又は 仲裁の申請手数料</u> <u>公害紛争の調停手続 参加申立て手数料</u> 公害紛争処理法に規定 するあつせん、調停及び 仲裁に係る手数料等に 関する条例(昭和45年神 奈川県条例第44号) 第2 条第1項
			10 <u>家畜商免許手数料</u> <u>家畜商講習手数料</u> <u>家畜商免許証書換え 交付手数料</u> <u>家畜商免許証再交付 手数料</u> <u>漁業許可申請手数料</u> <u>漁業許可変更許可申 請手数料</u> <u>漁業権免許申請手数 料</u> <u>漁業権共有認可申請 手数料</u> <u>漁業権分割変更免許 申請手数料</u> <u>個別漁業権を目的と する抵当権設定認可 申請手数料</u> <u>漁業権移転認可申請 手数料</u> <u>休業中の漁業許可申 請手数料</u> <u>免許漁業原簿の謄本 又は抄本の交付手数 料</u> 神奈川県手数料条例第 2条

改正	現行
	<p> <u>漁場図の謄本又は抄本の交付手数料</u> <u>免許漁業原簿閲覧手数料</u> <u>漁船登録申請手数料</u> <u>漁船登録票再交付手数料</u> <u>漁船検認手数料</u> <u>漁船登録変更申請手数料</u> <u>漁船登録謄本交付手数料</u> <u>小型漁船総トン数測度手数料</u> <u>家畜人工授精師免許申請手数料</u> <u>家畜人工授精に関する講習手数料</u> <u>家畜人工授精所開設許可申請手数料</u> <u>家畜人工授精師免許証書換え交付手数料</u> <u>家畜人工授精師免許証再交付手数料</u> <u>家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料</u> <u>家畜人工授精所開設許可証再交付手数料</u> <u>農産物登録検査機関登録申請手数料</u> <u>農産物登録検査機関登録更新申請手数料</u> <u>農産物登録検査機関変更登録申請手数料</u> <u>輸出水産物製造事業場登録申請手数料</u> <u>ふ化業者登録申請手数料</u> <u>ふ化場確認申請手数料</u> <u>医薬品販売業許可申請手数料（動物用）</u> <u>医薬品販売業許可更新申請手数料（動物用）</u> <u>配置従事者身分証明書交付手数料（動物用）</u> </p>

改正	現行
	<p><u>配置従事者身分証明書書換え交付手数料（動物用）</u></p> <p><u>配置従事者身分証明書再交付手数料（動物用）</u></p> <p><u>販売従事登録申請手数料（動物用）</u></p> <p><u>高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可申請手数料（動物用）</u></p> <p><u>高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新申請手数料（動物用）</u></p> <p><u>再生医療等製品販売業の許可申請手数料（動物用）</u></p> <p><u>再生医療等製品販売業の許可更新申請手数料（動物用）</u></p> <p><u>医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料（動物用）</u></p> <p><u>医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料（動物用）</u></p> <p><u>販売従事登録証書換え交付手数料（動物用）</u></p> <p><u>販売従事登録証再交付手数料（動物用）</u></p> <p><u>生産事業者登録手数料</u></p> <p><u>生産事業者講習手数料</u></p> <p><u>生産事業者登録証書換え交付手数料</u></p> <p><u>生産事業者登録証再交付手数料</u></p> <p><u>種苗証明申請手数料</u></p>

改正	現行
	<p><u>一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料</u></p> <p><u>一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料</u></p> <p><u>一般廃棄物処理施設である熱回収施設認定申請手数料</u></p> <p><u>一般廃棄物処理施設である熱回収施設認定更新申請手数料</u></p> <p><u>一般廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許可申請手数料</u></p> <p><u>一般廃棄物処理施設設置法人合併又は分割の認可申請手数料</u></p> <p><u>2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料</u></p> <p><u>2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更認定申請手数料</u></p> <p><u>産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料</u></p> <p><u>産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料</u></p> <p><u>産業廃棄物処分業許可申請手数料</u></p> <p><u>産業廃棄物処分業許可更新申請手数料</u></p> <p><u>産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料</u></p> <p><u>産業廃棄物処分業変更許可申請手数料</u></p> <p><u>特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料</u></p> <p><u>特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料</u></p> <p><u>特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料</u></p> <p><u>特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請</u></p>

改正	現行
	<p>手数料</p> <p><u>特別管理産業廃棄物 収集運搬業変更許可 申請手数料</u></p> <p><u>特別管理産業廃棄物 処分業変更許可申請 手数料</u></p> <p><u>産業廃棄物処理施設 設置許可申請手数料</u></p> <p><u>産業廃棄物処理施設 変更許可申請手数料</u></p> <p><u>産業廃棄物処理施設 である熱回収施設認 定申請手数料</u></p> <p><u>産業廃棄物処理施設 である熱回収施設認 定更新申請手数料</u></p> <p><u>産業廃棄物処理施設 譲受け又は借受けの 許可申請手数料</u></p> <p><u>産業廃棄物処理施設 設置法人合併又は分 割の認可申請手数料</u></p> <p><u>廃棄物再生事業者登 録申請手数料</u></p> <p><u>遊漁船業者登録申請 手数料</u></p> <p><u>遊漁船業者登録更新 申請手数料</u></p> <p><u>遊漁船業者登録簿謄 本交付手数料</u></p> <p><u>遊漁船業者登録簿閲 覧手数料</u></p> <p><u>第一種フロン類充填 回収業者登録申請手 数料</u></p> <p><u>第一種フロン類充填 回収業者登録更新申 請手数料</u></p> <p><u>指定調査機関指定申 請手数料</u></p> <p><u>汚染土壌処理業許可 申請手数料</u></p> <p><u>汚染土壌処理業許可 更新申請手数料</u></p> <p><u>汚染土壌処理業変更 許可申請手数料</u></p> <p><u>汚染土壌処理業譲渡 及び譲受承認申請手 数料</u></p>

改正	現	行
	<u>汚染土壌処理業法人 合併又は分割承認申 請手数料</u> <u>汚染土壌処理業相続 承認申請手数料</u> <u>指定調査機関指定更 新申請手数料</u> <u>引取業者登録申請手 数料</u> <u>引取業者登録更新申 請手数料</u> <u>フロン類回収業者登 録申請手数料</u> <u>フロン類回収業者登 録更新申請手数料</u> <u>解体業許可申請手数 料</u> <u>解体業許可更新申請 手数料</u> <u>破砕業許可申請手数 料</u> <u>破砕業許可更新申請 手数料</u> <u>破砕業変更許可申請 手数料</u> <u>狩猟免許申請手数料</u> <u>狩猟免許再交付手数 料</u> <u>狩猟免許更新申請手 数料</u> <u>狩猟者登録手数料</u> <u>狩猟者変更登録手数 料</u> <u>狩猟者登録証再交付 手数料</u> <u>狩猟者記章再交付手 数料</u>	
	11 <u>指定居宅サービス事 業者指定申請手数料</u> <u>指定居宅サービス事 業者指定更新申請手 数料</u> <u>指定介護老人福祉施 設指定申請手数料</u> <u>指定介護老人福祉施 設指定更新申請手数 料</u> <u>介護老人保健施設開 設許可手数料</u>	<u>介護保険法施行条例（平 成12年神奈川県条例第 27号）第9条</u>

改正	現	行
	<u>介護老人保健施設変更許可手数料</u> <u>介護老人保健施設開設許可更新手数料</u> <u>介護医療院開設許可手数料</u> <u>介護医療院変更許可手数料</u> <u>介護医療院開設許可更新手数料</u> <u>指定介護予防サービス事業者指定申請手数料</u> <u>指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料</u>	
	12 <u>ふぐ包丁師試験手数料</u>	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）第18条
	13 <u>第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> <u>第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料</u> <u>第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</u> <u>准看護師試験手数料</u> <u>准看護師試験合格証明書交付手数料</u> <u>毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料</u> <u>毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料</u> <u>毒物劇物取扱者試験手数料</u> <u>毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料</u> <u>毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票書換え交付手数料</u> <u>毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票再交付手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条

改正	現行
	<p><u>覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定申請経由手数料</u></p> <p><u>覚醒剤施用機関指定申請手数料</u></p> <p><u>覚醒剤研究者指定申請手数料</u></p> <p><u>覚醒剤原料取扱者指定申請手数料</u></p> <p><u>覚醒剤原料研究者指定申請手数料</u></p> <p><u>覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証再交付経由手数料</u></p> <p><u>覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料</u></p> <p><u>麻薬卸売業者免許申請手数料</u></p> <p><u>麻薬研究者免許申請手数料</u></p> <p><u>麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証再交付手数料</u></p> <p><u>(麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は向精神薬小売業者の免許証の再交付に係る手数料を除く。)</u></p> <p><u>向精神薬卸売業者免許申請手数料</u></p> <p><u>向精神薬試験研究施設設置者の登録申請手数料</u></p> <p><u>調理師試験手数料</u></p>

改正	現 行	
	<u>配置従事者身分証明書交付手数料</u> <u>配置従事者身分証明書書換え交付手数料</u> <u>配置従事者身分証明書再交付手数料</u> <u>登録販売者試験手数料</u> <u>販売従事登録申請手数料</u> <u>販売従事登録証書換え交付手数料</u> <u>販売従事登録証再交付手数料</u> <u>製菓衛生師試験手数料</u>	
	14 <u>クリーニング師試験手数料</u>	クリーニング業法施行条例（平成14年神奈川県条例第69号）第2条
	15 <u>と畜検査手数料</u>	と畜場法施行条例（平成15年神奈川県条例第7号）第2条
	16 <u>小売市場許可申請手数料</u> <u>小売市場の床面積増加又は貸付条件若しくは譲渡条件の変更の許可申請手数料</u> <u>貸金業者登録申請手数料</u> <u>貸金業者登録更新申請手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条
	17 <u>指定検査等手数料</u> <u>特定計量器検定手数料</u> <u>装置検査手数料</u> <u>基準器検査手数料</u> <u>計量証明事業登録等手数料</u> <u>計量証明検査手数料</u>	神奈川県計量法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第12号）第2条
	18 <u>職業訓練指導員免許手数料</u> <u>職業訓練指導員免許証再交付手数料</u> <u>職業訓練指導員試験手数料</u> <u>技能検定合格証書再交付手数料</u>	職業能力開発促進法施行条例（平成12年神奈川県条例第13号）第10条第1項

改正	現行	
	<u>技能検定合格証明書 交付手数料</u>	
	19 <u>屋外広告物表示等許 可申請手数料</u> <u>屋外広告業登録申請 手数料</u> <u>屋外広告業更新登録 申請手数料</u>	神奈川県屋外広告物条 例（昭和24年神奈川県条 令第62号）第46条
	20 <u>建築物に関する確認 申請等手数料</u> <u>建築物に関する完了 検査申請等手数料</u> <u>建築物に関する中間 検査申請等手数料</u> <u>検査済証の交付を受 ける前における建築 物等の仮使用認定申 請手数料</u> <u>道路位置指定申請手 数料</u> <u>道路位置指定の変更 又は一部廃止申請手 数料</u> <u>道路位置指定の廃止 申請手数料</u> <u>建築物の敷地と道路 との関係の制限の適 用除外に係る認定申 請手数料</u> <u>建築物の敷地と道路 との関係の制限の適 用除外に係る許可申 請手数料</u> <u>公衆便所等の道路内 における建築許可申 請手数料</u> <u>道路内における建築 認定申請手数料</u> <u>公共用歩廊等の道路 内における建築許可 申請手数料</u> <u>壁面線外における建 築許可申請手数料</u> <u>用途地域における建 築等許可申請手数料</u> <u>特殊建築物等敷地許 可申請手数料</u> <u>住宅等の容積率の算 定の基礎となる延べ 面積に係る認定申請</u>	神奈川県建築基準条例 （昭和35年神奈川県条 令第28号）第52条の19

改正	現	行
	<p><u>手数料</u></p> <p><u>建築物の延べ面積の特例許可申請手数料</u></p> <p><u>建築物の建蔽率の特例許可申請手数料</u></p> <p><u>建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</u></p> <p><u>建築物の敷地面積の許可申請手数料</u></p> <p><u>建築物の高さの特例認定申請手数料</u></p> <p><u>再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料</u></p> <p><u>建築物の高さの許可申請手数料</u></p> <p><u>日影による建築物の高さの特例許可申請手数料</u></p> <p><u>高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u></p> <p><u>特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u></p> <p><u>高度地区における再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料</u></p> <p><u>高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料</u></p> <p><u>高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料</u></p> <p><u>敷地内に広い空を有する建築物の容積率又は各部分の高さ</u></p>	

改正	現行
	<p><u>の特例許可申請手数料</u></p> <p><u>居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料</u></p> <p><u>居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u></p> <p><u>特定用途誘導地区における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料</u></p> <p><u>特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u></p> <p><u>景観地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u></p> <p><u>景観地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料</u></p> <p><u>景観地区における建築物の敷地面積の許可申請手数料</u></p> <p><u>景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u></p> <p><u>再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率、建築物の高さ又は建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u></p> <p><u>再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可申請手数料</u></p> <p><u>建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建</u></p>

改正	現行
	<p><u>建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u></p> <p><u>高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料</u></p> <p><u>区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u></p> <p><u>地区計画等の区域における建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積に係る認定申請手数料</u></p> <p><u>予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料</u></p> <p><u>仮設興行場等建築許可申請手数料</u></p> <p><u>1年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料</u></p> <p><u>一の敷地内にあるとみなされる一団地内の1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料</u></p> <p><u>既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料</u></p> <p><u>一の敷地内にあるとみなされる一団地内の1又は2以上の建築物の特例許可申請手数料</u></p> <p><u>既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料</u></p>

改 正	現 行
	<p><u>公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料</u></p> <p><u>公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料</u></p> <p><u>公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料</u></p> <p><u>複数建築物の認定等の取消し申請手数料</u></p> <p><u>一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u></p> <p><u>既存不適格建築物における2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料</u></p> <p><u>既存不適格建築物における2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料</u></p> <p><u>既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料</u></p> <p><u>既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料</u></p> <p><u>用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料</u></p> <p><u>用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可申請手数料</u></p>

改正	現	行
	<u>建築設備に関する確認申請等手数料</u> <u>建築設備に関する完了検査申請等手数料</u> <u>建築設備に関する中間検査申請等手数料</u> <u>工作物に関する確認申請等手数料</u> <u>工作物に関する完了検査申請等手数料</u> <u>工作物に関する中間検査申請等手数料</u> <u>建築物の敷地と道路との関係の制限の適用を受けない既存不適格建築物の大規模の修繕等に係る認定申請手数料</u> <u>道路内における建築制限の適用を受けない既存不適格建築物の大規模の修繕等に係る認定申請手数料</u>	
	21 <u>採石業者登録申請手数料</u> <u>採石業務管理者認定申請手数料</u> <u>採石業務管理者試験手数料</u> <u>岩石採取計画認可申請手数料</u> <u>岩石採取計画変更認可申請手数料</u> <u>あっせん申請手数料</u> <u>仲裁申請手数料</u> <u>事業認定申請手数料</u> <u>特殊車両通行許可申請手数料</u> <u>建設機械の打刻又は検認の申請手数料</u> <u>優良宅地造成認定申請手数料</u> <u>優良住宅新築認定申請手数料</u> <u>不動産鑑定業者登録申請手数料</u> <u>不動産鑑定業者登録更新申請手数料</u> <u>不動産鑑定業者登録換え申請手数料</u>	<u>神奈川県手数料条例第2条</u>

改正	現行
	<p><u>砂利採取業者登録申請手数料</u></p> <p><u>砂利採取業務主任者認定申請手数料</u></p> <p><u>砂利採取業務主任者試験手数料</u></p> <p><u>砂利採取計画認可申請手数料</u></p> <p><u>砂利採取計画変更認可申請手数料</u></p> <p><u>開発行為許可申請手数料</u></p> <p><u>開発行為変更許可申請手数料</u></p> <p><u>市街化調整区域内等における建築物特例許可申請手数料</u></p> <p><u>予定建築物等以外の建築等許可申請手数料</u></p> <p><u>開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料</u></p> <p><u>開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料</u></p> <p><u>開発登録簿の写しの交付手数料</u></p> <p><u>積立式宅地建物販売業許可申請手数料</u></p> <p><u>浄化槽工事業登録申請手数料</u></p> <p><u>浄化槽工事業更新登録申請手数料</u></p> <p><u>浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料</u></p> <p><u>浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料</u></p> <p><u>不動産特定共同事業許可申請手数料</u></p> <p><u>小規模不動産特定共同事業登録申請手数料</u></p> <p><u>小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料</u></p> <p><u>予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請</u></p>

改正	現行
	<p><u>手数料</u></p> <p><u>良質住宅新築認定申請手数料</u></p> <p><u>大深度地下使用認可申請手数料</u></p> <p><u>解体工事業者登録申請手数料</u></p> <p><u>解体工事業者登録更新申請手数料</u></p> <p><u>要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料</u></p> <p><u>適合通知の申出があった特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等申請手数料</u></p> <p><u>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</u></p> <p><u>登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料</u></p> <p><u>建築基準関係規定の適合審査の申出があった長期優良住宅建築等計画の認定等申請手数料</u></p> <p><u>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</u></p> <p><u>変更部分についての登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料</u></p> <p><u>譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u></p> <p><u>長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継承認申</u></p>

改正	現行
	<p><u>請手数料</u></p> <p><u>認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料</u></p> <p><u>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</u></p> <p><u>登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料</u></p> <p><u>建築基準関係規定の適合審査の申出があった低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料</u></p> <p><u>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</u></p> <p><u>変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料</u></p> <p><u>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料</u></p> <p><u>計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料</u></p> <p><u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</u></p> <p><u>登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料</u></p> <p><u>建築基準関係規定の適合審査の申出があった建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請手数料</u></p> <p><u>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</u></p>

改正	現行	
	<u>変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料</u> <u>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</u> <u>登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能基準適合認定等申請手数料</u> <u>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明書交付手数料</u> <u>地域福利増進事業における土地等使用権の裁定申請手数料</u> <u>地域福利増進事業における土地等使用権の延長裁定申請手数料</u> <u>特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料</u>	
	22 <u>宅地造成工事許可申請手数料</u> <u>宅地造成工事計画変更許可申請手数料</u>	神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第15号）第2条
	23 <u>宅地建物取引業免許申請手数料</u> <u>宅地建物取引業免許更新申請手数料</u> <u>宅地建物取引業者名簿等閲覧手数料</u> <u>宅地建物取引士資格登録簿登録手数料</u> <u>宅地建物取引士資格登録移転申請手数料</u> <u>宅地建物取引士証交付申請手数料</u> <u>宅地建物取引士証有効期間更新申請手数料</u> <u>宅地建物取引士証再交付申請手数料</u>	宅地建物取引業法施行条例（平成12年神奈川県条例第17号）第2条

改正	現 行	
	<u>宅地建物取引業者名簿等の写しの交付手数料</u>	
	24 <u>建設業許可申請手数料</u> <u>建設業許可更新申請手数料</u> <u>建設工事紛争処理あっせん手数料</u> <u>建設工事紛争処理調停手数料</u> <u>建設工事紛争処理仲裁手数料</u> <u>経営規模等評価手数料</u> <u>総合評定値通知手数料</u> <u>経営状況分析手数料</u> <u>建設業許可申請書等閲覧手数料</u> <u>建設業許可申請書の写しの交付手数料</u> <u>建設業許可証明書又は確認書の交付手数料</u> <u>経営規模等評価申請書又は総合評定値通知申請書の提出済証明書交付手数料</u> <u>経営規模等評価又は総合評定値の通知証明書交付手数料</u>	<u>建設業法施行条例（平成22年神奈川県条例第74号）第2条</u>
	25 <u>教育職員普通免許状授与等手数料</u> <u>教育職員特別免許状授与手数料</u> <u>教育職員臨時免許状授与等手数料</u> <u>教育職員検定手数料</u> <u>教育職員免許状書換え手数料</u> <u>教育職員免許状再交付手数料</u> <u>銃砲刀剣類登録申請手数料</u> <u>銃砲刀剣類登録証再交付申請手数料</u> <u>美術刀剣類製作承認申請手数料</u>	<u>神奈川県手数料条例第2条</u>

改正	現行
	<p>26 <u>運転適性検査手数料</u> 神奈川県警察運転免許センターにおける駐車場の使用料並びに運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例（昭和42年神奈川県条例第37号）第3条第2項</p>
	<p>27 <u>自動車保管場所証明書交付申請手数料</u> <u>自動車保管場所証明書再交付手数料</u> <u>保管場所標章交付手数料</u> <u>保管場所標章再交付手数料</u> 自動車保管場所証明書交付申請手数料等徴収条例（昭和47年神奈川県条例第12号）第2条第1項及び第3条第1項</p>
	<p>28 <u>風俗営業遊技機認定申請手数料</u> <u>風俗営業遊技機検定申請手数料</u> <u>風俗営業許可申請手数料</u> <u>風俗営業許可証再交付手数料</u> <u>風俗営業相続承認申請手数料</u> <u>風俗営業合併承認申請手数料</u> <u>風俗営業分割承認申請手数料</u> <u>風俗営業構造（設備）変更承認申請手数料</u> <u>風俗営業許可証書換え手数料</u> <u>風俗営業特例認定申請手数料</u> <u>風俗営業認定証再交付手数料</u> <u>風俗営業遊技機交替（増設）承認申請手数料</u> <u>風俗営業管理者講習手数料</u> <u>性風俗関連特殊営業営業開始届出確認書交付手数料</u> <u>性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料</u> <u>性風俗関連特殊営業</u> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年神奈川県条例第44号）第6条及び第18条</p>

改正	現	行
	<u>届出確認書再交付手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業許可申請手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業構造（設備）変更承認申請手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業特例認定申請手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業認定証再交付手数料</u> <u>特定遊興飲食店営業管理者講習手数料</u>	
	29 <u>古物営業許可申請手数料</u> <u>古物営業許可証再交付手数料</u> <u>古物営業許可証書換え手数料</u> <u>古物競りあっせん業務実施方法認定申請手数料</u> <u>質屋営業許可申請手数料</u> <u>質屋営業所移転許可申請手数料</u> <u>質屋営業所管理者新設又は変更の許可申請手数料</u> <u>質屋営業許可証書換え手数料</u> <u>質屋営業許可証再交付手数料</u> <u>核燃料物質等運搬証明書交付手数料</u> <u>核燃料物質等運搬証明書書換え手数料</u> <u>核燃料物質等運搬証明書再交付手数料</u>	<u>神奈川県手数料条例第2条</u>

改 正	現 行
	<p>銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料</p> <p>認知機能検査手数料</p> <p>猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料</p> <p>クロスボウの取扱いに関する講習手数料</p> <p>猟銃の操作及び射撃に関する技能検定手数料</p> <p>猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料</p> <p>国際競技参加外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料</p> <p>銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料</p> <p>銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料</p> <p>猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料</p> <p>射撃教習に係る資格認定申請手数料</p> <p>射撃練習に係る資格認定申請手数料</p> <p>年少射撃資格認定申請手数料</p> <p>年少射撃資格認定証書換え手数料</p> <p>年少射撃資格認定証再交付手数料</p> <p>年少射撃資格認定のための講習手数料</p> <p>クロスボウ射撃資格認定申請手数料</p> <p>警備業認定申請手数料</p> <p>警備業認定更新申請手数料</p> <p>警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料</p>

改正	現	行
	<p><u>警備員指導教育責任者講習手数料</u></p> <p><u>警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料</u></p> <p><u>警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料</u></p> <p><u>警備員の指導及び教育に関する講習手数料</u></p> <p><u>警備員等検定手数料</u></p> <p><u>警備員等検定合格証明書交付手数料</u></p> <p><u>警備員等検定合格証明書書換え手数料</u></p> <p><u>警備員等検定合格証明書再交付手数料</u></p> <p><u>機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料</u></p> <p><u>機械警備業務管理者講習手数料</u></p> <p><u>機械警備業務管理者資格者証書換え手数料</u></p> <p><u>機械警備業務管理者資格者証再交付手数料</u></p> <p><u>改正前の警備業法による警備員等検定合格者の審査手数料</u></p> <p><u>自動車運転代行業認定申請手数料</u></p>	
30	<u>火薬類運搬証明書交付手数料</u>	神奈川県火薬類取締法関係手数料条例第2条
31	<p><u>確認事務登録手数料</u></p> <p><u>確認事務登録更新手数料</u></p> <p><u>駐車監視員資格者証交付手数料</u></p> <p><u>駐車監視員資格者講習手数料</u></p> <p><u>駐車監視員資格者認定手数料</u></p> <p><u>駐車監視員資格者証書換え交付手数料</u></p> <p><u>駐車監視員資格者証再交付手数料</u></p>	<p>神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）第2条</p>

改正	現	行
	<u>特定自動運行許可申請手数料</u> <u>特定自動運行計画変更許可申請手数料</u> <u>道路使用許可申請手数料</u> <u>道路使用許可証再交付手数料</u> <u>認知機能検査員講習手数料</u> <u>運転経歴証明書交付手数料</u> <u>運転経歴証明書再交付手数料</u> <u>運転経歴情報記録手数料</u> <u>運転免許試験手数料</u> <u>検査手数料</u> <u>再試験手数料</u> <u>免許証交付手数料</u> <u>免許証再交付手数料</u> <u>特定免許情報記録手数料</u> <u>免許証等更新手数料</u> <u>経由手数料</u> <u>認知機能検査手数料</u> <u>運転技能検査手数料</u> <u>審査手数料</u> <u>技能検定員資格者証交付手数料</u> <u>技能検定員審査手数料</u> <u>教習指導員資格者証交付手数料</u> <u>教習指導員審査手数料</u> <u>国外運転免許証交付手数料</u> <u>講習手数料</u> <u>通知手数料</u>	
	32 <u>収用又は使用の裁決申請手数料</u> <u>損失補償の裁決申請手数料</u> <u>協議の確認申請手数料</u> <u>土地収用法以外の法律の規定による裁決</u>	<u>神奈川県手数料条例第2条</u>

改 正	現 行	
	<u>申請手数料</u> <u>都市計画法等の規定</u> <u>による裁決申請手</u> <u>料</u>	

3 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～2（略） 3 文化スポーツ観光局関係			別表（第2条関係） 1～2（略） 3 文化スポーツ観光局関係		
手数料徴収に係る 事務	手数料 の名称	金額	手数料徴収に係る 事務	手数料 の名称	金額
1～3（略）			1～3（略）		
4 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	(1) 旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合 4,300円 (電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により発給の申請をする場合にあつては、3,900円) (2) 旅券法第20条第2項の規定の適用を受けない場合 2,300円 (電子情報処理組織を使用する方法により発給の申請をする場合にあつては、1,900円)	4 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	2,000円 (旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円)
5～11（略）			5～11（略）		
4・5（略） 6 健康医療局関係			4・5（略） 6 健康医療局関係		
手数料徴収に係る 事務	手数料 の名称	金額	手数料徴収に係る 事務	手数料 の名称	金額
1～7（略）			1～7（略）		
8 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	2万2,400円	8 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	大麻草採取栽培者免許申請手数料	6,700円
9 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更	第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料	(略)	9 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更	大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料	(略)

改 正			現 行		
更	料				
10 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許証の再交付	第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	(略)	10 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許証の再交付	大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	(略)
11～167 (略)			11～167 (略)		
7 (略)			7 (略)		
8 県土整備局関係			8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～41の2 (略)			1～41の2 (略)		
41の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知の申出があった場合の同法第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等の申請に対する審査	適合通知の申出があった特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等申請手数料	(1)・(2) (略) (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関(同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたもの)に限る。以下「指定構造計算適合性判定機関」という。)により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。) (1)又は(2)の規定の例により算定した金額に、次に掲げる一の建築物(これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。)の床面積(神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例(平成27年神奈川県条例第48号)による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積	41の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知の申出があった場合の同法第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等の審査	適合通知の申出があった特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等申請手数料	(1)・(2) (略) (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関(同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたもの)に限る。以下「指定構造計算適合性判定機関」という。)により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。) (1)又は(2)の規定の例により算定した金額に、次に掲げる一の建築物(これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。)の床面積(神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例(平成27年神奈川県条例第48号)による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積

改 正			現 行		
		をいう。)の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア～オ (略)			をいう。)の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア～オ (略)
42・43 (略)			42・43 (略)		
44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項まで又は第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査	建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申請手数料	(1)・(2) (略) (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。)次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略)	44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査	建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申請手数料	(1)・(2) (略) (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。)次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略)
45～48の2 (略)			45～48の2 (略)		
49 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項及び51の項に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) (略) (2) <u>一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。)の場合</u> 次に掲げる <u>一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 イ 床面積の合計が200平方メートル以	49 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項及び51の項に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) (略) (新設)

改 正		現 行	
	<p><u>上の一戸建ての住宅</u> <u>2万8,000円</u></p> <p>(3) 一戸建ての住宅（(1)及び(2)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ （略）</p> <p>(4) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）（同令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>（ア）～（エ） （略）</p> <p>イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア） 床面積の合計</p>		<p>(2) 一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ （略）</p> <p>(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）～（エ） （略） （新設）</p>

改 正		現 行	
	<p><u>が300平方メートル未満の建築物</u> 5万1,000円</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 8万6,000円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 15万円</p> <p>(エ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</u> 22万円</p> <p>ウ 住宅部分（ア及びイに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（ア）～（エ）（略）</p> <p>エ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（同令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合又は非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が一次エネルギー消費量モデル建築物を用いる評価方法により建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第1号）附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大</p>		<p>イ 住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（ア）～（エ）（略）</p> <p>ウ 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合又は非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が一次エネルギー消費量モデル建築物を用いる評価方法により建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第1号）附則第3項の</p>

改 正		現 行	
		<p>臣が定める基準に適合すると認められる場合（以下「外皮基準不適用の場合」という。）にあつては、同号ロ(2) の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>オ</u> 非住宅部分 (<u>エ</u>に該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p>	<p>一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すると認められる場合（以下「外皮基準不適用の場合」という。）にあつては、同号ロ(2) の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>エ</u> 非住宅部分 (<u>ウ</u>に該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p>
50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1)・(2) (略)	50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当

改 正			現 行		
対する審査（次項に該当する場合を除く。）			する場合を除く。）		
51 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項又は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	建築基準関係規定の適合審査の申出があった低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料	(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額 ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 <u>1万5,000円</u> (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 <u>2万8,000円</u> (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 <u>4万3,000円</u> (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 <u>4万8,000円</u> (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 <u>5万5,000円</u> (カ)～(シ) (略) イ (略)	51 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項又は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	建築基準関係規定の適合審査の申出があった低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料	(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額 ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 <u>1万円</u> (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 <u>1万8,000円</u> (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 <u>2万8,000円</u> (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 <u>3万6,000円</u> (新設) (オ)～(サ) (略) イ (略)
		(2) (略)			(2) (略)
		(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第			(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第

改 正		現 行	
		5項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ（略）	4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ（略）
52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料
	(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
	(2) <u>一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万2,500円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万4,000円	(2) <u>一戸建ての住宅（新設）</u>	(2) <u>一戸建ての住宅（新設）</u>
	(3) <u>一戸建ての住宅（(1)及び(2)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> ア・イ（略）	(3) <u>一戸建ての住宅（(1)及び(2)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> ア・イ（略）	(3) <u>一戸建ての住宅（(1)及び(2)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> ア・イ（略）
	(4) <u>一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に</u>	(4) <u>一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に</u>	(4) <u>一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に</u>

改 正		現 行	
	<p>掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ</u> <u>既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u> 2万5,500円</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 4万3,000円</p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 7万5,000円</p> <p><u>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</u> 11万円</p> <p><u>ウ</u> <u>既に計画の認定を受けた住宅部分（ア及びイに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> <u>既に計画の認定を受けた非住宅部分（エに該当するもの</u></p>		<p>掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>イ</u> <u>既に計画の認定を受けた住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> <u>既に計画の認定を受けた非住宅部分（ウに該当するもの</u></p>

改 正			現 行		
		を除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略) カ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 49の項(4)の規定の例により算定した金額 (この場合において、同項(4)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。)			を除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略) オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 49の項(3)の規定の例により算定した金額 (この場合において、同項(3)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。)
53 (略)			53 (略)		
54 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料	(1) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万9,000円	54 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合 ((2)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物 11万円 イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 15万円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 31万円 オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物

改 正		現 行	
			37万円
			カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物
			44万円
	(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅		ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物
	2万5,000円		2万6,000円
	イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅		イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物
	2万8,000円		3万8,000円
			ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物
			9万5,000円
			エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物
			14万円
			オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物
			18万円
			カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物
			22万円
	(3) 一戸建ての住宅（(1)及び(2)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定め		(3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合 (4)

改 正		現 行	
	<p>る金額</p> <p>ア 床面積の合計が 200平方メートル未 満の一戸建ての住宅 3万4,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 200平方メートル以 上の一戸建ての住宅 3万8,000円</p> <p>(4) 一の建築物（一戸建 ての住宅を除く。次項 において同じ。）の場 合 当該申請又は請求 に係る建築物の部分に ついて、次に掲げる建 築物の部分の区分に応 じそれぞれ次に定める 金額を合算した金額</p> <p>ア 住宅部分（共用部 分の審査を要しない 場合にあつては、共 用部分を除く。以下 この項、次項(2)ア及 びウ、56の項(4)アか</p>		<p>に掲げる場合を除く。) 次に掲げる非住宅部分 の床面積の区分に応 じ、それぞれ次に定め る金額</p> <p>ア 床面積の合計が 1,000平方メートル 未満の建築物 29万円</p> <p>イ 床面積の合計が 1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満の建築物 37万円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満の建築物 53万円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートル 以上1万平方メー トル未満の建築物 65万円</p> <p>オ 床面積の合計が1 万平方メートル以上 2万5,000平方メー トル未満の建築物 77万円</p> <p>カ 床面積の合計が2 万5,000平方メー トル以上の建築物 87万円</p> <p>(4) 建築物エネルギー消 費性能基準等を定める 省令第1条第1項第1 号ロ以外の評価方法に よる申請又は請求をさ れた工場、倉庫、卸売 市場その他これらに類 する用途のみに供する 建築物の場合 次に掲 げる非住宅部分の床面 積の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が 1,000平方メートル 未満の建築物 3万1,000円</p>

改	正	現	行
	<p>らウまで、57の項(2)ア、59の項(4)アからウまで、60の項(2)ア及びウ並びに61の項(2)ア及びウにおいて同じ。) (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 3万3,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 5万7,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 16万円</p> <p>イ 住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計</p>		<p>イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 4万3,000円</p>

改 正		現 行	
	<p>が300平方メートル未満の建築物 5万1,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 8万6,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 15万円</p> <p>(エ) 床面積の合計 が5,000平方メートル以上の建築物 22万円</p> <p>ウ 住宅部分（ア及びイに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計 が300平方メートル未満の建築物 6万9,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 12万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 20万円</p> <p>(エ) 床面積の合計 が5,000平方メートル以上の建築物 28万円</p> <p>エ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をさ</p>		<p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 15万円</p>

改	正	現	行
	<p>れたものに限る。) (オに掲げるものを 除く。) 次に掲げ る非住宅部分の床面 積の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金 額</p> <p>(ア) 床面積の合計 が300平方メー トル未満の建築物 8万7,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メー トル以上1,000平方 メートル未満の建 築物 11万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が1,000平方メー トル以上2,000平 方メートル未満の 建築物 15万円</p> <p>(エ) 床面積の合計 が2,000平方メー トル以上5,000平 方メートル未満の 建築物 24万円</p> <p>(オ) 床面積の合計 が5,000平方メー トル以上1万平方 メートル未満の建 築物 31万円</p> <p>(カ) 床面積の合計 が1万平方メー トル以上2万5,000 平方メートル未満 の建築物 37万円</p> <p>(キ) 床面積の合計 が2万5,000平方 メートル以上の建 築物 44万円</p> <p>オ 非住宅部分(建築 物エネルギー消費性 能基準等を定める省 令第1条第1項第1 号ロの評価方法によ</p>		<p>オ 床面積の合計が1 万平方メートル以上 2万5,000平方メー トル未満の建築物 19万円</p>

改 正		現 行	
	<p>る申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。)次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 1万9,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 2万6,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 3万8,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 9万5,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 14万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 18万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 22万円</p> <p>カ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省</p>		<p>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p>

改 正		現 行	
	<p>令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされたものに限る。)(キに掲げるものを除く。)次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 23万円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 29万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 37万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 53万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 65万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 77万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 87万円</p> <p>キ 非住宅部分(建築物エネルギー消費性</p>		23万円

改 正		現 行			
		<p>能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 2万3,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 3万1,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 4万3,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 15万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 19万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 23万円</p>			

改 正		現 行	
<p>55 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査</p>	<p>計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料</p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅のうち、既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた住宅部分</u> (変更し、又は削る部分を含む。) <u>前項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額の2分の1の額</u></p> <p>(2) <u>一の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</u> <u>ア 住宅部分(既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた住宅部分(変更し、又は削る部分を含む。))</u> <u>前項(4)ア、イ又はウの規定の例により算定した金額の2分の1の額</u></p>	<p>55 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査</p>	<p>当該申請又は請求に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>(1) <u>既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分</u> (変更し、又は削る部分を含む。) <u>前項の規定の例により算定した金額の2分の1の額</u></p> <p>(2) <u>新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物</u> ((イ)に掲げるものを除く。) <u>8万7,000円</u> <u>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u> <u>1万9,000円</u> <u>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物</u></p>

改 正			現 行				
		<p>イ 非住宅部分（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。）） 前項(4)エ、オ、カ又はキの規定の例により算定した金額の2分の1の額</p> <p>ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）</p>			<p>ギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた建築物（(エ)に掲げるものを除く。）</p> <p>23万円</p> <p>(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p>2万3,000円</p> <p>イ 追加する床面積の合計が300平方メートル以上の非住宅部分 前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）</p>		
56	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) (略) (2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の	56	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) (略) (新設)

改 正		現 行	
<p>58の項に該当する場合を除く。)</p>	<p>床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 2万5,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 2万8,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅 (1)及び(2)に該当するものを除く。) の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ (略)</p> <p>(4) 一の建築物 (一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。) の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ 住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及</p>	<p>58の項に該当する場合を除く。)</p>	<p>(2) 一戸建ての住宅 (1)に該当するものを除く。) の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ (略)</p> <p>(3) 一の建築物 (一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。) の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分 (共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項、次項及び59の項から62の項までにおいて同じ。) (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略) (新設)</p>

改 正		現 行	
	<p>びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 5万1,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 8万6,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 15万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 22万円</p> <p>ウ 住宅部分 (ア及びイに該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 非住宅部分 (エに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p> <p>(5) 2以上の建築物の場合 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。) 当</p>		<p>イ 住宅部分 (アに該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 非住宅部分 (ウに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p> <p>(4) 2以上の建築物の場合 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。) 当</p>

改 正		現 行			
		<p>該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物(1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額</p> <p>イ 他の建築物(ウに掲げるものを除く。)(1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額</p> <p>ウ 他の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)次項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p>	<p>該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p> <p>イ 他の建築物(ウに掲げるものを除く。)(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p> <p>ウ 他の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)次項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p>		
57 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料	(1)・(2) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 他の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)(1)又は(2)の規定の例により算定した金額	57 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料	(1)・(2) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 他の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

改 正		現 行	
査（次項に該当する場合を除く。）		査（次項に該当する場合を除く。）	
58 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項又は第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	建築基準関係規定の適合審査の申出があった建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請手数料	58 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項又は第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	建築基準関係規定の適合審査の申出があった建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請手数料
	(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額 ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 1万5,000円 (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 2万8,000円 (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 4万3,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 4万8,000円 (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 5万5,000円 (カ)～(シ) (略) イ (略)		(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額 ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 1万円 (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 1万8,000円 (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 2万8,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 3万6,000円 (新設) (オ)～(サ) (略) イ (略)
	(2) (略)		(2) (略)
	(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第		(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第

改 正			現 行		
		5項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ（略）			4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ（略）
59 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) (略) (2) <u>一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万2,500円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万4,000円 (3) <u>一戸建ての住宅（(1)及び(2)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> ア・イ（略） (4) <u>一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に</u>	59 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) (略) (新設) (2) <u>一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> ア・イ（略） (3) <u>一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に</u>

改 正		現 行	
	<p>掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ</u> <u>既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u> 2万5,500円</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 4万3,000円</p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 7万5,000円</p> <p><u>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</u> 11万円</p> <p><u>ウ</u> <u>既に計画の認定を受けた住宅部分（ア及びイに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> <u>既に計画の認定を受けた非住宅部分（エに該当するもの</u></p>		<p>掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>イ</u> <u>既に計画の認定を受けた住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> <u>既に計画の認定を受けた非住宅部分（ウに該当するもの</u></p>

改	正	現	行
	<p>を除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p> <p>カ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 56の項(4)の規定の例により算定した金額 (この場合において、同項(4)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。)</p> <p>(5) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額 イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (ウに掲げるものを除く。)(1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額 ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</p>		<p>を除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p> <p>オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 56の項(3)の規定の例により算定した金額 (この場合において、同項(3)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。)</p> <p>(4) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額 イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (ウに掲げるものを除く。)(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額 ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</p>

改 正			現 行		
		<p>次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。） 56の項(1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。） 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>			<p>次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。） 56の項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。） 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>
60	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限り、58の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>変更部分について登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請手数料</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。） 前項(1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準</p>	60	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限り、58の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>変更部分について登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請手数料</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。） 前項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準</p>

改 正			現 行		
		<p>に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</p> <p>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。）</p> <p>56の項(1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)</p> <p>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>			<p>に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</p> <p>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。）</p> <p>56の項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)</p> <p>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>
(削除)			61 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)（同令附則第4条第1項に該当する場合にあっては、同号ロ(1)）に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 3万4,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 3万8,000円</p>

改 正			現 行	
				<p>(2) 一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万9,000円</p> <p>(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)（同令附則第4条第1項に該当する場合にあっては、同号ロ(1)）又は同令第1条第1項第3号ロ（同項第2号イ(2)に適合するものとして申請され、かつ、住宅部分の設計一次エネルギー消費量（同項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下アにおいて同じ。）が同項第2号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量を用いて算出された場合を除く。）に適合するものとして申請された建築物に係るもの</p>

改 正			現 行		
					<p>に限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 6万9,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 12万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 20万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 28万円</p> <p>イ 住宅部分 (アに該当するものを除く。)</p> <p>次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 3万3,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 5万7,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 16万円</p>

改 正			現 行		
					<p>ウ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 8万7,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 11万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 15万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 31万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 37万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 44万円</p> <p>エ 非住宅部分（ウに</p>

改 正			現 行		
					<p>該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 23万円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 29万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 37万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 53万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 65万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 77万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 87万円</p>
(削除)			62	建築物のエネルギー消費性能住宅性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー	<p>登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物</p> <p>(1) 一戸建ての住宅の場合 4,700円</p> <p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の</p>

改 正		現 行	
		<p>消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた場合、当該建築物について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定若しくは同法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合又は当該建築物が住宅性能評価を行った住宅である場合に限る。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定等申請手数料</p> <p>区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 4万5,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 8万1,000円</p> <p>イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 1万6,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万7,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物 4万7,000円</p>

改 正			現 行				
					<p>トル以上5,000平方メートル未満の建築物 8万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 13万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 16万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 20万円</p>		
61	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であること証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更 証明書交付手数料	(1) 一戸建ての住宅のうち、既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。） 54の項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額の2分の1の額（この場合において、同項(1)及び(2)中「申請又は請求をされた」とあるのは、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」とする。） (2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。）の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受	63	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であること証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更 証明書交付手数料	当該証明に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 (1) 既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。） 54の項の規定の例により算定した金額の2分の1の額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」とする。） (2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部

改	正	現	行
	<p>けた住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。）） 54の項(4)ア、イ又はウの規定の例により算定した金額の2分の1の額（この場合において、同項(4)ア及びイ中「申請又は請求をされた」とあるのは、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」とする。）</p>		<p>分に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(イ)に掲げるものを除く。） 8万7,000円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 1万9,000円</p> <p>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(エ)に掲げるものを除く。） 23万円</p> <p>(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p>

改 正			現 行		
		<p>イ 非住宅部分（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。）） 54の項(4)エ、オ、カ又はキの規定の例により算定した金額の2分の1の額（この場合において、同項(4)エからキまでの規定中「申請又は請求をされた」とあるのは、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」とする。）</p> <p>ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）</p>			<p style="text-align: right;">2万3,000円</p> <p>イ 追加する床面積の合計が300平方メートル以上の非住宅部分 54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）</p>
62・63	(略)		64・65	(略)	
64	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請に対する審査	特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料	66	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請に対する審査	特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料
9～11	(略)		9～11	(略)	